明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働一五一）　一

〔告　示〕

○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務五二九）　三

○政党助成法第二十一条第一項の規定による政党の解散等の届出があったので公表する件（同五三〇）　四

○政党助成法第二十七条第二項の規定による特定交付金を受けようとする政治団体の届出があったので公表する件（同五三一）　三五

○特定交付金の交付を受けるべき政治団体の名称及び当該政治団体に対して交付すべき特定交付金の額を公表する件（同五三二）

○政党助成法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件（同五三三）

○政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び平成二十一年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を公表する件（同五三四）

○政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同五三五）

○療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第四条第四項に規定する厚生労働大臣が定める日を定める件（厚生労働四八〇）

○療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第二項及び附則第六条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定めるもの並びに同令附則第五条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬明細書及び療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する告示を定める件（同四八一）

〔公　告〕

諸事項

裁判所　除権決定、破産、免責、再生関係　二七

特殊法人等　独立行政法人航海訓練所平成二十事業年度財務諸表、独立行政法人都市再生機構参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示、東日本高速道路株式会社工事開始、型式住宅部分等製造者の認証、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・記章紛失関係　二七

地方公共団体　行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　二三

会社その他

会社決算公告　一〇〇

省令

○厚生労働省令第百五十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び関係法律の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十一月二十五日

厚生労働大臣　長妻　昭

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「ときは、」の下に「電子情報処理組織の使用による請求（」を、「記録して」の下に「行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。）又は光ディスク等を用いた請求（厚生労働大臣が定める事項を電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従つて記録した厚生労働大臣の定める規格に適合するフレキシブルディスク又は光ディスク（以下「光ディスク等」という。）を提出することにより行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。）により」を加え、同条第二項中「前項の」を「電子情報処理組織の使用による請求を行う」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　光ディスク等を用いた請求を行う場合において、療養の給付費等のうち、厚生労働大臣の定めるものに係る請求を行う場合には、診療日ごとの症状、経過及び診療内容を明らかにすることができる情報を光ディスク等に記録して、審査支払機関に提出しなければならない。

第二条の見出しを「（療養の給付費等の請求日）」に改め、同条第一項中「療養の給付費等の請求（以下「電子情報処理組織の使用による請求」という。）」を「請求又は光ディスク等を用いた請求」に改める。

第三条の見出し中「電子情報処理組織の使用による」を「療養の給付費等の」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「による請求」の下に「又は光ディスク等を用いた請求」を加え、同項第二号中「同じ。」の下に「又は光ディスク等を用いた請求」を加え、同条第二項各号列記以外の部分中「プログラム」の下に「又は光ディスク等に同条の記録を行うために使用するプログラム」を加え、同項第三号中「請求」の下に「又は光ディスク等を用いた請求」を加える。

第四条の見出し中「療養の給付費等の」を「電子情報処理組織の使用による」に改め、同条中「療養の給付費等の請求」を「電子情報処理組織の使用による請求」に改め、「介して費用を請求」と」の下に「、「電子情報処理組織の使用」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織の使用」と」を加え、「」とあるのは「事務代行者を介して厚生労働大臣の」と、同条第二項中「請求を行う」とあるのは「請求を事務代行者を介して行う」と、「同項の」とあるのは「事務代行者を介して同項」を「定める方式に従つて電子計算機」とあるのは「事務代行者を介して厚生労働大臣の定める方式に従つて電子計算機」と、同条第二項中「電子情報処理組織」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織」と、「係る請求を」とあるのは「係る請求を事務代行者を介して」と、「前項の」とあるのは「事務代行者を介して前項」に、「を始めようとする場合にあつては」を「又は光ディスク等を用いた請求を始めようとする場合にあつては、」に、「を始めようとする年月」を「又は光ディスク等を用いた請求を始めようとする年月」に改め、同条の次に次の三条を加える。